

食品安全委員会（第864回会合）議事概要

日 時:令和4年6月28日(火) 14:00~15:36
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
動画配信:一般8名、報道1名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1品目
ポリビニルアルコール

→厚生労働省から説明

本件について、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 1品目
JPBL013株を利用して生産された α -アミラーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第二専門調査会における審議結果について

- ・「ピリダクロメチル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- 「ジミナゼン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

(4) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*Bacillus subtilis* NT105 (pHYT2Aopt) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イソフェタミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロルフルアズロン」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「イソフェタミドの許容一日摂取量(ADI)を0.053 mg/kg体重/日、急性参照用量(ARfD)を3 mg/kg体重と設定する」

「クロルフルアズロンの許容一日摂取量(ADI)を0.033 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「パラコート」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、

「パラコートの許容一日摂取量(ADI)を0.0045 mg/kg体重/日(パラコートイオン換算値)、急性参照用量(ARfD)を0.0045 mg/kg体重(パラコートイオン換算値)と設定する」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(6) 食品安全モニターからの随時報告について

(令和3年4月～令和4年3月分)

→事務局から報告

(7) 第36回企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和3年度食品安全委員会運営状況報告について

- ・令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について

→事務局から説明

本件については、案のとおり決定することとなった。